

平成 25 年度豊橋市安全衛生管理年間計画方針

1. 主目標 『 ありがとう おつかれさま 心でつなぐ 快適職場 』

本市における安全衛生活動は、労働安全衛生法等関係法令及び豊橋市職員安全衛生管理規程（昭和 61 年訓令第 22 号、水道局規程第 7 号）等を遵守し、職員の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境を形成するため、各職場の実態に即して実施している。

平成 25 年度は、主目標にあるように、挨拶や声かけ、心配りをはじめとした職場のコミュニケーションを通じ明るく暖かな職場環境づくりを目指し、組織内の安全意識の醸成を図る。

2. 基本方針及び施策

（1）働きやすい職場環境づくり

①職場の安全衛生意識の高揚

- ・コミュニケーションを重視したまとまりのある快適な職場環境づくりを目指すことにより、安全意識を形成させ、事故防止等に結びつけるため、労働安全衛生研修を開催する。
- ・各職場の朝礼で整理整頓など安全衛生に関する啓発を行い、職場環境改善に向けた意識の向上を図る。
- ・災害発生に備え、防災訓練、救急処置訓練等を定期的に実施する。

②職場への働きかけの強化

- ・職場巡視には産業医又は保健師が同行し、産業保健スタッフとしての意見を反映させる。
- ・各職場における業務の見直しや計画的な事務遂行に基づく時間外勤務の縮減に向けた取り組みを支援する。

（2）公務災害の発生防止

①職員への教育・啓発の徹底

- ・新規採用職員・異動者等（嘱託、アルバイト含む）の安全衛生教育を必ず実施し、安全衛生意識の高揚を図る。
- ・不注意及び気の緩み、慣れ等による災害が多いので、作業マニュアルの遵守の徹底、始業時及び作業前ミーティング時の危険予防意識の啓発を強化する。

②同種災害の再発防止

- ・各事業場において災害原因をきちんと分析し、施設・設備等の改善及び作業手順の見直しを積極的に行い、同種の災害の再発防止に努める。
- ・職員が30日以上 of 休業を要した重大災害については、中央安全衛生委員会に発生状況、原因、再発防止策を報告する。また、各事業場は再発防止策の情報を共有して作業マニュアルの再点検を行うなど災害防止に向けた取組を強化する。

(3) 交通事故の発生防止

①職員交通事故防止マニュアルの具体的取組の徹底

- ・平成24年度に改訂した「豊橋市職員交通事故防止マニュアル」により、実践的で具体的な取組を徹底する。

②職員の交通安全意識の高揚

- ・各事業場の特性に応じ、事業場単位で独自に行う取り組みを検討し、積極的に推進する。
- ・新規採用職員及び重過失事故の当事者を対象に運転適性検査を実施する。
- ・全職員を対象にした交通法規講習会を実施する。
- ・自転車に関する交通安全意識の啓発を図る。

③事故原因の分析と再発防止策の検討

- ・重過失事故が発生した場合は、当事者を交えた原因分析及び再発防止策の検討を徹底的に行い、所属職員に注意を促し、事業場の安全衛生委員会へ報告する。

(4) こころと体の健康管理の積極的推進

①こころと体の自己管理意識の高揚

- ・生活習慣病の抑制に向けて、30歳及び35歳に到達する職員や要健康注意の職員を対象に、健康管理講座を実施して生活習慣の自己管理意識の高揚を図る。
- ・健康相談室だよりを随時発行し、健康に関する話題を提供することにより職員の健康意識の啓発を図る。

②こころの健康づくりの推進

- ・メンタルヘルスについての認識や理解を深めるため、管理監督者・新任主査・新規採用職員等を対象とした階層別研修を実施する。

- ・職員が気軽にこころの健康相談を受けられるよう、健康相談医・健康相談員による相談体制を積極的に PR する。
- ・長期休養者に対しては、所属・産業医・健康相談医・健康相談員・安全衛生担当者等が綿密に連携し、復職に向けたフォローアップを行う。

③個人の健康管理の積極的な支援

- ・定期健康診断及び人間ドックで再検査や精密検査の判定が出た職員に対する二次検査受診の働きかけを強化する。
- ・長時間勤務該当の希望者に対する産業医の面接を実施して、個人の健康管理を支援する。
- ・40 歳到達者等を対象に保健師による個人面談を実施し、健康管理の啓発及び支援を行う。